

雪の季節になりました!
情報の入手方法の確認を



よしおかほっとメール
登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報や
くらしの情報などが配信されます。

URL
<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バー
コードを読み取ってください。



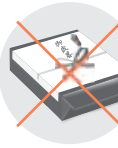
登録は
こちら

テレビリモコン
「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や町が
発信する防災情報などを見ることができ
ます。
また、群馬テレビのデータ放送では、町
からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ること、
有権者が政治家に
寄附や贈り物を求めることは、
公職選挙法で**禁止**されています。



- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④政治家の後援団体の寄附の禁止
- ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止
(答礼のための自筆によるものを除く)
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

問い合わせ先 町選挙管理委員会 ☎26-2240(直通)

バスや鉄道で通学する人へ
公共交通機関での通学を支援

▼必要なもの
□購入した定期券の写し
※領収書、クレジットカード
の利用者控えは不可
□在学を証明する書類の写し
(学生証、在学証明書などの
学校名、氏名などが確認で
きるもの)



▲ぐんま電子
申請受付シス
テムはこちら

定期券を購入した日から使
用期限終了後2カ月以内の間
に、ぐんま電子申請受付シス
テムまたは企画室窓口で申請
してください。

●町に住民登録がある人
●バスや鉄道の通学定期券を
購入して高等学校などに通
学する生徒などの保護者
●町税の滞納がない人
▼申請方法

高校生などの保護者の経済
的負担軽減と公共交通の利用
促進のため、バスや鉄道の定
期券購入費を補助します。
▼対象(次の全てに該当する
人)

補助の内容

同一名義の定期券購入費が
5,000～9,999円/月の場合、
1,000円/月を補助
10,000円以上/月の場合、
2,000円/月を補助

▼申請・問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)

●回数券、現金、スクールバス
利用、中学生や大学生が利
用する定期券の購入費は対
象になりません。
●申請ごとに補助金を交付し
ます。初回申請後、年間を通
して自動的に交付されるも
のではありません。
▼注意事項

□通帳など振込先がわかる
もの(の)写し
※窓口で申請する場合は申請
書の記入と申請者(保護者)の
本人確認書類が必要です。



今月の手話

「冬/寒い」



両腕と身体を縮こませ、両手拳を上に向けて左右に震わせませ。

町ではふるさと納税を活用したクラウドファンディングを行っています。クラウドファンディングとは問題解決のために、寄付金の使い道により具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄付を募る仕組みです。

町内在住の人も寄付ができます。他市町村に住む人にもぜひご紹介ください。

URL https://www.town.yoshiokaga.gunma.jp/chousei/seisaku/furusato_nozei.html

▼問い合わせ先
企画財政課 財政室
☎26・2236 (直通)

※町のふるさと納税に対する返礼品を充実させるため、返礼品提供事業者を募集しています。町の産品が対象です。詳しくはお問い合わせください。



▲町ホームページはこちら

ご協力をお願いします
ふるさと納税で町の事業を応援してください



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ
模倣品の水際取り締まりが強化されました！

令和4年10月から改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外事業者から模倣品（知的財産を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも税関による没収の対象になりました。

税関での取り締まりについて

税関で知的財産を侵害する疑いがある物品が発見された場合、その物品が知的財産を侵害するかを認定する手続きが開始され、税関から消費者に「認定手続開始通知書」が送られます。

●令和4年9月まで

模倣品と認定された場合でも、「認定手続開始通知書」に対して個人使用目的であることが税関に認められれば輸入が許可されました。

●令和4年10月から

模倣品と認定された場合、「認定手続開始通知書」に対して個人使用目的であることを主張しても海外から購入した物品は税関に没収されます。

模倣品トラブルに遭遇してしまったら

消費生活センターなどに相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時 祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

